

令和 7 年度第 4 回  
昭島市国民健康保険運営協議会議事要旨

令和 7 年 1 月 25 日

保 健 福 祉 部 保 険 年 金 課



## 令和7年度第4回昭島市国民健康保険運営協議会

令和7年11月25日(火)午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

### 1. 開会

### 2. 議題

(1) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

### 3. その他

---

#### 出席委員(8名)

下田 初雄 委員	小林 基久 委員
和田 幸一 委員	蓮村 友樹久 委員
佐藤 周子 委員	島津 智子 委員
熱田 善信 委員	山崎 重信 委員
鈴木 克仁 委員	

---

#### 欠席委員(1名)

大澤 康男 委員

---

#### 説明者

保健福祉部長 萩原 秀敏 保健福祉部保健医療担当部長 岡本 由紀子、  
保険年金課長 高玉 健二、保険年金課保険係長 古屋 泰大

---

(午後 1時30分)

◎開 会

○事務局

それでは定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。下田会長、よろしくお願ひいたします。

○会長

それでは改めまして皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず会議に入る前に事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

(配布資料の確認)

○会長

それではただいまから、令和7年度第4回国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は保険医及び保険薬剤師代表である大澤委員が欠席となっておりますけれども、定数に達しておりますので、本協議会は成立をしております。それでは次第に沿いまして会議を進めさせていただきます。

---

◎議題

(1) 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

○会長

それでは議題(1)昭島市国民健康保険税の税率の改定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

(事務局より説明)

○会長

ただいま事務局から説明がございましたこの答申案につきましては、事務局から説明あつた通りですね、私と事務局の方で作成をさせてもらいました。

今回は昨年よりもですね、少し強めの表現としているところでございますが、これにつきましてご質問と、何かご意見ありましたらお願いをしたいのですが。

○A委員

質問なんですかね、令和8年度から子ども子育て支援制度を創設されつてあるんですけど、その支援制度の財源として負担が生じるっていうのは、子育ての支援制度の負担を、こちら国民健康保険から出すということですか。

○事務局

医療保険制度の中で国民健康保険だけではなくてですね、被用者保険、社会保険の方に

入っている方も、子ども子育て支援として、支援金を被保険者から、自治体国保の場合の各自治体が、それ以外の被用者保険であれば各健康組合で、公務員の共済であれば共済組合の方で事業主と合わせて徴収した上で国に納めていく、子ども子育て支援金という形で被保険者から徴収させていただくという制度となっております。

○会長

他にいかがでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

他にないようでしたら、今回、私の方から市長さんの方に答申案をですね、答申をするようになります。

それで、皆さん方のですね、お考えとかご意見とかっていうのもですね、一緒に加えてですね、市長さんの方に、答申できればいいかと思うので一言ずつですね、皆さん、委員さんの方からですね、ご意見でも言っていただけたらと思います。

よろしいでしょうか。すいませんB委員さんの方から順に。

○B委員

答申案の中身についてはこのままといいますか異論はありません。その後のプロセスが気になっていて、あの協議会として市長に答申をします、市長はそれを議会に諮るプロセスになるんですか。

○事務局

これはですね、協議会の答申を市長が受けまして、それを踏まえてですね、市長の方で税率を引き上げる方向になれば、そういった形での議案ということで、市議会の方に提出させていただく流れになりますけれども、その検討の段階でですね、いろんな情報を市長の方に提出をいたします。それを踏まえた上で市長が、昨年度同様に据え置くという結論を出した場合にどうなるかということですけれども、変更、改正が必要であれば議会の方に議案として提出しますけれども、改正しない、据え置くということであればそのままで特段、何かするということは必要ありません。

○B委員

それで改正必要な場合、議会に提案をしますから、議会で反対されることもあるということですか。

○事務局

そうですね。

○B 委員

わかりました。中身じゃなくてプロセスの話です。

○会長

ありがとうございます。

C 委員さんお願いします。

○C 委員

この内容で問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。

D 委員さんお願いします。

○D 委員

特にこの答申案に異議はありません。賛成いたします。よろしくお願ひいたします。

○会長

E 委員さんお願いします。

○E 委員

今年度から委員を務めており、まだ経験が浅いのですが、保険税率の引き上げは避けられないという結論に至ったことは、致し方ないと感じています。ただ、私の認識不足かもしれないが、具体的にどの程度の負担増になるのか、見通しがあれば教えていただけますでしょうか。平均的な負担額や割合（%）、世帯年収や世帯数によって違うと思いますが、そのあたりの状況を教えて頂けないでしょうか

○事務局

今のところ、何%でどの程度上げるということで、決まってはいないのですが、前回の資料で、一応こういった場合でこうなるというのをという感じでお示ししているところでございます。

この中で、市長のご判断の中で、これからどの程度ということになりますが、基本的に急激に上げるということにはならないと思います。

○E 委員

前回、欠席だったため申し訳ありません。

やはり収入が少ない方や、年金生活をされている方にとっては、負担がさらに大きくなってしまうのではないかと感じています。

○事務局

低所得の方では、現在行っている法定軽減がございます。均等割の軽減7割軽減、5割軽減、2割軽減の段階がございます。

○E委員

はい、そのような配慮をしていただければと思います。

○会長

よろしいですか。

それではF委員。

○F委員

答申案については異議ありませんので、よろしくお願ひします。

ただ一般市民の人にとってやっぱり物価高とかいろいろあるから、そのタイミングでやるっていうのが、ちょっとあれかなと思うんですけど致し方ないかなと思います。

○会長

G委員さん。

○G委員

はい、異議なく賛成させていただきます。

○会長

A委員さん。

○A委員

答申案については、私も異議はないんですけど、今、本当に物価が上がり、もう世間の中は全部値上げっていう状態で、一般市民はしょうがないよね、仕方がないよねっていうのを染みついちゃっているような時代になっちゃっているような気がするんです。ですから、これもまあ仕方ないよねっていう解釈をほとんどの方にしてもらえるとは思うんですけど、裏面の1から5までのこの努力っていうか、市側の努力っていうのをしていただいた上で、アピールするっていうか、市民にわかってもらえるようにお願いしたい

なと思います。

○会長

ありがとうございました。

それではですね、H委員お願いします。

○H委員

現況、確かにやむを得ない、異議ないと認めます。

○会長

それでは今回、市長の方からも諮問があった税率の改定については、こういった状況で答申をしていきたいというふうに思います。その日程についてはですね、事務局の方と調整をして、私の方で答申として、市長の方に届けたいと思っております。

---

◎その他

○会長

まだこれからもですね、いろいろあるかと思いますので、事務局の方から今後の日程とかあるいはその他ありましたらお願ひいたします。

(事務局より次回日程等について説明)

○事務局

よろしいでしょうか。

先ほどA委員さんからもご質問いただいたんですけども、子ども子育て支援金ということで、今、国民健康保険税、40歳以上の方ですと、医療分それから後期高齢者支援分、介護分ということで、3本立てでお支払いいただいているんですけども、もう一つ、子ども子育て支援金分というのが新しい種類で入ってくるっていうような形になります。これがもう来年度からと言っているのに情報が少なくて、私どもも正直ちょっと困っているんですが具体的な内容を共有したい、ご説明をしていきたいと考えておりますので、ただあのイメージとしては、新しく一種増えるんですが、金額としてはそんなに大きい金額ではなく、他の医療分ですとか介護分、支援分と比べると小さい額に収まるであろうとかと言われていて、その路線はそのままらしいんですが、とりあえず18歳未満のいわゆる子供さんたちにはその種類かからないんですけども、それ以上の大の方には、新しくまたお支払いいただくというのが一番中心の大きなところでございます。また内容が決まりましたらご説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

---

○閉会

○会長

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただき、12月の予定がですね、なくなつたということで、これがこの年最後の会議ということになります。

インフルエンザはまだずいぶん流行っており、また風邪もね、これから皆さん方に注意をされて、また来年顔合わせのときにはぜひまた参加いただけたらと思いますので、今年もどうもいろいろとありがとうございました。またよろしくお願ひをいたします。

(午後 1時51分)